

1 目的

- ・「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」に基づき策定（都道府県は、令和2年度中の計画策定が義務付け）
- ・行政サービスのデジタル化を図り、県民の利便性向上や行政運営の効率化・迅速化を図ることを目的とする。

2 位置づけ

- ・官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定する都道府県官民データ活用推進計画として位置づけ
- ・「福井県情報システム最適化計画（第3期）」としても位置付け
- ・計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

3 推進体制

- ・全庁横断チームで必要な各種取組を加速・推進
- ・情報分野の専門人材や有識者（大学関係者など）、業界団体からの助言を適切に受けながら施策を推進
- ・クラウドサービスやパッケージシステムを可能なところからノンカスタマイズで導入し、利用しながら改修や拡張を行っていくアジャイル型の開発手法の導入を検討

4 施策の基本的な方針

（基本法での位置づけ）

<input type="checkbox"/> 行政手続きのオンライン化	第10条
<input type="checkbox"/> オープンデータの推進	第11、12条
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの普及・活用	第13条
<input type="checkbox"/> デジタルデバйд対策	第14条
<input type="checkbox"/> 情報システムの標準化・共通化等	第15条
<input type="checkbox"/> 働き方改革の推進	—

5 個別施策

5.1 行政手続きのオンライン化

<<目指すべき方向性等>>

- ・ 押印等の見直し
- ・ 電子申請システムの再構築
- ・ 電子決裁システム・文書管理システムの導入
- ・ 電子決済の導入

5.2 オープンデータの推進

<<目指すべき方向性等>>

- ・ オープンデータの拡充
- ・ 統計データのオープンデータ化
- ・ ビッグデータの政策立案等への活用（E B P M）

5.3 マイナンバーカードの普及・活用

<<目指すべき方向性等>>

- ・ マイナンバーカードの普及
- ・ マイナンバーの利活用

5.4 デジタルデバイド対策

<<目指すべき方向性等>>

- ・ 光ファイバ網の整備
- ・ 情報通信基盤の格差是正
- ・ 情報アクセシビリティ向上

5.5 情報システムの標準化・共通化等

<<目指すべき方向性等>>

- ・ 情報システムのクラウド化・パッケージ化
- ・ 17基幹業務システムの標準化・共通化

5.6 働き方改革の推進

<<目指すべき方向性等>>

- ・ 端末環境等の整備
 端末の高機能化、ネットワーク高速化・無線化
 テレワーク環境整備
- ・ A I、R P Aの活用

5 個別施策

主なKPI、目標

主なKPI

- マイナンバー交付率：ほぼ100%
- 光ファイバー世帯カバー率：100%
- 17基幹業務システムの標準システムへの移行：17市町

主な目標

- 電子決裁・文書管理システムの導入
- 電子申請システムの再構築
- 機械判別可能な統計データの公開
- デジタル活用に支障のない執務環境の整備

6 セキュリティ・デジタル活用人材の確保

- ・情報セキュリティに対する意識
- ・サービスデザイン思考に基づいた業務改革
- ・官民のICT人材交流の検討

オンデマンド研修の導入などにより
より多くの職員のレベル向上を図る。



幹部職員

全体政策を検討し、行政のDXを
思考



一般職員

提供されるサービスを安全に使い
こなす



DXリーダー(各部)

DX技術を自ら適用あるいは企画
推進



情報系技術者

組織全体のDX推進を支援し、
ローコード開発が行える

7 セキュリティおよび個人情報の適正な取扱いの確保

- ・福井県情報セキュリティポリシー
- ・福井県個人情報保護条例



データ活用に係るセキュリティおよび個人情報の適正な取扱いを確保し、県民の不安払拭に努める。